

《土地貸付料》

市では、公用や公共事業などで使用しない土地（普通財産）を住宅用地などとして貸し出しています。

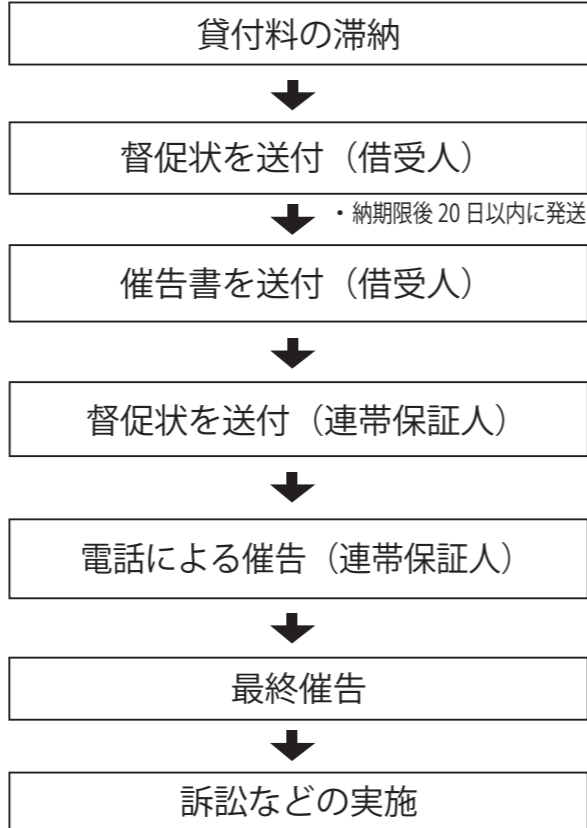
貸付地を返還する場合は、借受者が設置したものは全て撤去し、原状に戻していただきます。

土地貸付料は、固定資産税評価基準年度ごと（3年ごと）に改定しています。

貸付料の納期限は毎月月末となっています。

納期限を過ぎた場合は、納期限後 20 日以内に督促状を送付します。その後、右記のフロー図のとおり対応したあと、最終的に資力があるにもかかわらず滞納していると判断した場合には、訴訟などの申し立てを行います。

納め忘れを防止などの観点から、口座振替による納付を推奨しています。また、納期限までに納付が困難な場合は早めにご相談ください。



問 市・財務課 ☎ 42-1813



公課以外の市の債権と滞納者への対応について

市営住宅の使用料や土地貸付料など特定の利用者に課せられている税金以外の費用についても納付義務があります。



公平性を保つため
滞納処分を執行

債権とは、ある人が別のある人に対してお金の支払いなどの特定の要求をできる権利です。債権を持つ人を債権者、債権によって要求を受ける人を債務者といいます。

市の債権には、市道民税や固定資産税など市税等、保育料、下水道使用料、介護保険料など公課、このほか、税金以外の費用として住宅使用料、土地貸付料、生活保護費返還金などがあります。いずれも行政サービスを運営する上では、欠かすことのできない貴重な財源です。

このため、市民一人ひとりに納付する義務が課せられており、滞納した場合には、納期限までに納付している多くの皆さんとの公平性を保つため、催告や差し押さえなどの滞納処分を行います。

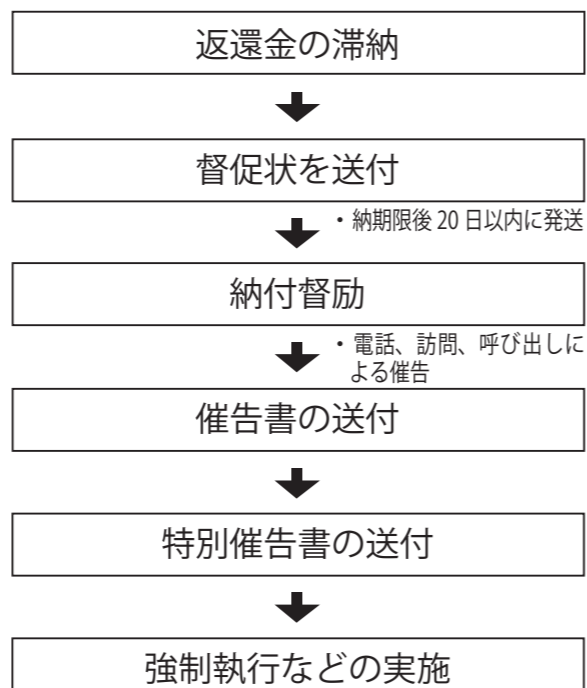
◇ 納期限までに納付が困難な場合は、収入の状況などを考慮した分納の計画を立てて、完納できるよう相談に応じますので、早めに各担当課にご相談ください。

《生活保護費返還金》

生活保護費返還金には、費用の返還と徴収があります。費用の返還とは、急迫した事情などで資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、受けた保護金品に相当する金額を返還しなければならないことをいいます。

また、費用の徴収とは、収入などの状況の届出を故意に怠ったり、偽りの申告や不正な手段で保護を受けた場合、保護に要した費用の全額または一部を徴収するほか、その徴収額の 40%以下の金額を徴収することをいいます。

返還金が生じた被保護者には、費用の返還を通知します。通知した納期限を過ぎた滞納者には、督促状を送付し、その後も納付や相談が無い場合は、催告状を送付するとともに電話や呼び出しによる納付指導を行います。



※特別催告書にも応じない悪質滞納者には、保護の状況により強制執行などを実施する場合があります。

問 市・社会福祉課 ☎ 42-1807

《住宅使用料》

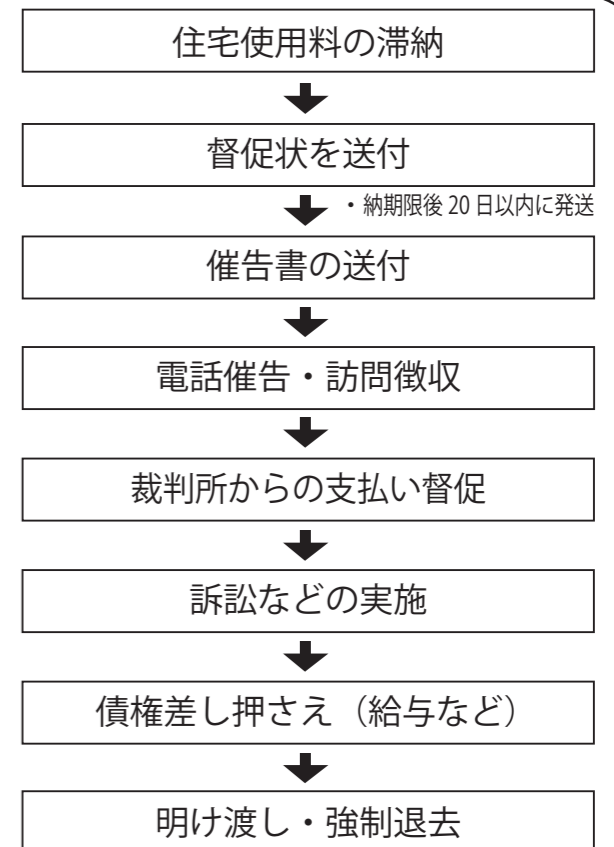
市営住宅は、住宅に困窮している低所得者のための住宅で、住宅使用料と税金によって運営しています。

納期限を過ぎた滞納者に対し、督促状を送付します。納付や分納の相談が無い場合は、電話による催告や催告書を送付し、それにも応じない悪質な滞納者に対しては、支払い督促の申し立てを行います。

最終的には給料の差し押さえや市営住宅明け渡しのための訴訟を行います。

平成 27 年度は、すでに明け渡しの執行により強制退去を 1 件実施しました。

納め忘れ防止などの観点から、口座振替による納付を推奨しています。



問 市・建築住宅課 ☎ 42-2025